

# 改正点もチェック！中小企業向け設備投資減税の特例

3月末頃には税制改正が決まります！中小企業向けの優遇制度をチェックしておきましょう！

## ◆ 中小企業向け優遇税制と対象期間 ◆

2019年 3月末 4月~	2020年 3月末 4月~	2021年 3月末
☞ 中小企業の軽減税率（所得800万円以下15%）	2年延長	→
☞ 少額減価償却資産の特例	→	
☞ 中小企業経営強化税制（生産性向上の設備投資減税）	2年延長	→
☞ 中小企業投資促進税制	2年延長	→
☞ 商業・サービス業等活性化税制	2年延長	→
☞ 【新設】事業継続力強化設備投資促進税制（防災、減災設備投資）		→

### ●防災設備投資で新制度登場！



計画認定を受けた上で防災、減災設備投資をすると、20%の特別償却ができる制度です。新制度は、中小企業等経営強化法の改正と同時にスタート予定。

対象資産の例：

機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ  
器具備品（30万円以上）：制震、免震ラック等  
建物附属設備（60万円以上）：防火シャッター、排煙設備

### ●中小企業の範囲が縮小へ

中小企業の優遇制度が使えるのは、“**資本金1億円以下**”、“**従業員1,000人以下**”の“**青色申告法人**”。（ただし中小企業の軽減税率は、従業員1,000人以上でも利用できます。）

今年度の改正で“大規模法人1社が50%超出資”または“出資の2/3超を（複数）大規模法人が出資”の企業は、制度が利用できなくなります。

### ●使いやすい少額減価償却資産の特例

30万円未満の資産の取得時に、全額損金に計上することができるのが「少額減価償却資産の特例」です。（ただし年間累計300万円が上限。）

機械、器具備品だけでなく、ソフトウェアや特許権、商標権等も対象となるため、活用範囲が広い特例です。

また、2019年4月1日以降開始事業年度から、前3年以内の各期の所得が平均15億円の企業は、この制度を使えなくなります。

#### 30万円未満の資産の処理方法～選択肢～

	一括償却資産	少額減価償却資産	固定資産
費用計上方法	1/3ずつ償却費に計上	全額損金算入（年間300万円以内）	耐用年数で償却費計上
償却資産税の課税	不要	課税あり	課税あり
資産額	10万円未満	○	○
	10～20万円未満	○	○
	20～30万円未満		○
	30万円以上		○

なお30万円未満の資産は、上表のように3種類の処理方法があり、費用計上できる金額だけでなく、償却資産税の課税の有無などの違いがあります。

制度を理解し、業績や管理負担も含め、会社にあった計上方法を選びたいものです。



### 若干手直しの上、2年延長へ

下記3制度は2021年3月末まで2年延長に！事前申請が必要な制度もあるため、設備投資前には必ず自社にあった制度を検討することがポイント。

併せて設備投資関連の補助金もチェックしておきましょう。

	中小企業 経営強化税制	中小企業 投資促進税制	商業・サービス業等 活性化税制
投資目的	生産性、収益性向上	生産性向上	経営改善
証明要件等	経営力向上計画の策定 生産性向上の証明等	特になし	認定経営革新等支援機関他による 経営改善指導
業種	右2制度の対象事業	製造、建設、卸売、運送、小売、飲食店等	卸売、小売、情報通信、運送、サービス等
メリット	特別償却率	100%償却	30%償却
	税額控除 資本金3千万円超	10%税額控除	7%税額控除
		7%税額控除	税額控除不可
4月からの改正点	対象設備をより明確化、適正化する	改正なし	収益力向上要件を追加
対象資産（台）	機械装置	160万円以上	160万円以上
	ソフトウェア	70万円以上	70万円以上
	器具備品	30万円以上	×
	建物附属設備	60万円以上	×
	工具	30万円以上	30万円以上（計120万円以上）